

大阪市長

建築主等 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名印)

印

電話

補助金交付申請書

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

(1) 敷地 (地名地番)

(区)

(2) 目的 狭あい道路の拡幅整備

(3) 内容 撤去工事 整備工事

2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の内容

(1) 補助金予定額 ※複数件申請する場合は合計を記入し、別紙に内訳を記入

撤去工事費 金 円

整備工事費 金 円

合計金額 金 円

(2) 算出の内容 別紙による。

3 事業予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

添付書類	・ 附近見取り図	・ 後退用地等にある支障物の撤去図
	・ 整備計画図	・ 見積書 (撤去工事・整備工事にかかるもの)
	・ 整備仕様 (断面図)	(写し可)
	・ 道路中心線及び現況幅員に関する書類	・ 誓約書
	・ 現況写真及び撮影方向位置図	・ 建築主等の印鑑登録証明書
	・ 道路中心線設置写真	(写し可、原本照合が必要)

(注) 代理者による申請は、「委任状」を提出すること。

(様式第1号) 別紙-2

整備工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)		円……………C

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を切り捨てた数量により計算する。	道路舗装	m ² ×	円 =	円
	道路境界石設置	m ×	円 =	円
	U型側溝設置	m ×	円 =	円
	側溝蓋設置	m ×	円 =	円
	L形側溝設置	m ×	円 =	円
	現場打ち側溝	m ×	円 =	円
	集水柵設置	箇所 ×	円 =	円
	合計			円……………D

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

道路舗装 (m ²)	
後退部分および	_____
既存道路部分	_____
合計	<input type="text"/>
道路境界石設置 (m)	<input type="text"/>
U型側溝設置 (m)	<input type="text"/>
側溝蓋設置 (m)	<input type="text"/>
L形側溝設置 (m)	<input type="text"/>
現場打ち側溝 (m)	<input type="text"/>
集水柵設置 (ヶ所)	<input type="text"/>

補助金予定額 (整備工事)

CとDの低い方の金額	円 × 2 / 3 =	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)		円

(様式第2号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

誓 約 書

この度、「大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱」の規定に基づく申請をするにあたり、法令等を遵守するとともに同交付要綱並びに「大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付実施要領」に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者と諸問題が発生した場合は、申請している建築主等が責任をもって対処し、貴市に迷惑をかけないようにするとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金金額を指定された期日までに返還する責任を負います。

なお、大阪市へ寄付、又は無償使用承諾しない補助事業完了後の後退用地等については、その形態を変更することなく、通行に支障のない状態であるよう維持管理を行います。

補助事業の敷地 (区)

建築主等 住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名印)

印

電 話

(注) 建築主等が複数の場合は、建築主等の全員による誓約書としてください。

(様式第3号)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第4条第5項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知
します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 補助金の交付決定額 金 円
- 5 事業期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 6 補助金の交付条件
 - (1) 補助事業が完成した際には、別途支給する後退表示板を設置してください。(枚)
 - (2) 上記の事業期間内に工事を完了し、補助事業完了実績報告書(様式13)を提出してください。
 - (3) 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請を怠った場合は、交付決定を取り消します。
 - (4) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
 - (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了後5年間保存してください。
 - (6) 補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長へ報告してその指示を受けること。
 - (7) 市長が、補助金の適正な執行を行うため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
 - (8) その他、大阪市補助金等交付規則及び大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 7 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げを行うことができます。

(様式第4号)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で 交付申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第4条第7項の規定に基づき、次のとおり交付しない旨の決定をし
たので通知します。

1 補助事業の敷地 (区)

2 補助事業者 住所
氏名

3 不交付決定の理由

大阪市長

建築主等 住所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名印)

印

補助金取下届

令和 年 月 日付で 大阪市指令都整 第 号にて交付決定の通知を受けた補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり取下げを申請します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助金交付決定通知書を受け取った日
令和 年 月 日
- 4 取下げの理由

(様式第6号)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金取下受理通知書

令和 年 月 日付で 取下げ申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり取下げを受理したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 申請者 住所
氏名

大 阪 市 長

補助事業者 住 所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名印)

印

補 助 事 業 着 手 届

令和 年 月 日付で 大阪市指令都整 第 号にて { 交付決定
交付変更承認 }

の通知を受けた補助事業に着手したので、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 工事契約金額

撤去工事	円
整備工事	円
合計金額	円

- (注) 1 計画変更等により交付決定時の計画に変更が生じる場合は、補助金交付変更承認申請が先に必要となります。
- 2 契約書等の写しを添付してください。また、原本照合のため契約書等を持参してください。(撤去工事・整備工事にかかる金額がわかるもの)
- 3 補助金交付決定通知書の写しを添付してください。
- 4 補助金交付変更承認をうけた場合は、補助金交付変更承認通知書の写しを添付してください。

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名印)

印

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付で 大阪市指令都整 第 号にて { 交付決定
交付変更承認 }

の通知を受けた補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更承認を申請します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)

3 変更交付申請額

交付決定額	円
交付変更申請額	円
差引増△減額	円

4 事業期間の変更

変更前	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
変更後	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

5 変更する内容及び理由

(様式第8号) 別紙-1

撤去工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。	
	合計	(見積書の内、補助対象となる額) 円……………A

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を切り捨てた数量により計算する。

合計	円……………B

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

補助金予定額 (撤去工事)

AとBの低い方の金額	円 × 2 / 3 =	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)		円

(様式第8号) 別紙-2

整備工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)		円……………C

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を切り捨てた数量により計算する。	道路舗装	m ² ×	円 =	円
	道路境界石設置	m ×	円 =	円
	U型側溝設置	m ×	円 =	円
	側溝蓋設置	m ×	円 =	円
	L形側溝設置	m ×	円 =	円
	現場打ち側溝	m ×	円 =	円
	集水柵設置	箇所 ×	円 =	円
	合計			円……………D

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

道路舗装 (m ²)	
後退部分および	_____
既存道路部分	_____
合計	_____
道路境界石設置 (m)	_____
U型側溝設置 (m)	_____
側溝蓋設置 (m)	_____
L形側溝設置 (m)	_____
現場打ち側溝 (m)	_____
集水柵設置 (ヶ所)	_____

補助金予定額 (整備工事)

CとDの低い方の金額	円 × 2 / 3 =	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)		円

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名印)

印

補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付で 大阪市指令都整 第 号にて

交付決定 交付変更承認

した補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり廃止承認を申請します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 廃止する理由

様

大阪市長

補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付けで交付変更申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり交付変更を承認したので通
知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名

4 変更内容

i 交付変更決定額	交付決定額	円
	交付変更決定額	円
	差引増△減額	円

ii 事業期間	変更前	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
	変更後	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

iii 上記以外の補助事業の内容

5 交付条件

- 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請を怠った場合は、交付決定を取り消します。
- 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了後5年間保存してください。
- 補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長へ報告してその指示を受けること。
- 市長が、補助金の適正な執行を行うため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力しなければなりません。
- その他、大阪市補助金等交付規則及び大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(様式第10-2号)

大 都 整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった承認申請については、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第8条第2項の審査の結果、不承認となりましたので通知します。

1 交付決定番号 号

2 不承認の理由

(様式第11号)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助事業廃止承認通知書

令和 年 月 日付で 廃止承認申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり補助事業の廃止を承認したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名

(様式第12号)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで 大阪市指令都整 第 号にて交付決定した補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり取り消したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 取消しする理由

大 阪 市 長

補助事業者 住 所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名印)

印

補 助 事 業 完 了 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付で 大阪市指令都整 第 号にて { 交付決定
交付変更承認 }

の通知を受けた補助事業が完了したので、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

添付書類	<ul style="list-style-type: none">補助事業完成図（撤去工事及び整備工事にかかるもの）補助事業工事中写真補助事業完成後写真及び撮影方向位置図契約書等の写し（着手届時から変更がある場合）領収書等の写し（撤去工事及び整備工事にかかるもの） 又は領収書等遅延理由書・契約書等の写し・請求書の写し （補助金の請求の際に、領収書等の写しを提出すること）補助金交付決定通知書の写し補助金交付変更承認通知書の写し（補助金交付変更承認を受けた場合）検査結果通知書の写し（検査結果通知を受けた場合）
------	---

(注) 大阪市からの通知書を除き、『写し』とあるものについては全て原本照合を行います。

大 阪 市 長

領 収 書 等 遅 延 理 由 書

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定に基づき、補助事業の実績報告を行うにあたり、整備工事費等の支払いを証明する書類（領収書等の写し）の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

(参考例)
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け△△工事請負契約により、工事費の支払いが□□□□のため、補助事業の実績報告時に領収書の写しを添付することができません。

なお、整備工事費等に係る要支払額を示す書類として、当該整備工事費等に係る請求書の写しを添付します。

支払い額	円
支払い予定日	年 月 日頃

補助事業者 住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名印)

印

電 話

大 阪 市 長

現 地 完 了 検 査 依 頼 書

令和 年 月 日付けで 大阪市指令都整 第 号にて

交付決定
交付変更承認

の通知を受けた補助事業が完了しましたので、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第9条第1項の実績報告に先立ち、次のとおり現地検査を依頼します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

補助事業者 住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名印)

印

電 話

(様式第14号)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金額確定通知書

令和 年 月 日付で 完了実績報告のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 補助金の確定金額 金 円

5 その他

- (1) 補助金の請求は、交付決定した日の属する次の年度の4月末日までに行ってください。その日までに行われない場合は、交付決定が無かったものとみなし、補助金を交付することができなくなります。
- (2) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了後5年間保存してください。
- (3) 補助事業完了後の後退用地等については、通行に支障のない状態であるよう維持管理を行ってください。
- (4) 補助事業者は、建築物、工作物若しくは、後退用地等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承してください。

(様式第14-2号)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

検査結果通知書

令和 年 月 日付で 現地完了検査依頼のあった補助事業について、大阪市狭
あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり検査結果を通知
します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 検査結果 適合 ・ 不適合

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の完了後
5年間保存してください。

(様式第15号)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付で 大阪市指令都整 第 号にて交付決定した補助事業については、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり（取消・変更）したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 取消し・変更の内容

- 5 取消し・変更の理由
